

## 教育破壊の「人事評価・育成システム」 恣意的「評価」を許さないとりくみを

試行2年目となった「教職員人事評価・育成システム」の評価基準日である10月1日が近づいてきました。

県教委は、各県立学校に対し「評価に関する日程」をつぎのように通知しました。

おもな日程	
10月1日(月)	校長による「評価」の基準日
10月22日(月)	校長より県教委への「評価」提出 教職員による「学校運営に係る提言シート」提出期限
10月23日(火)～11月12日(月)	申し出による「評価」結果の本人への開示 (「写し」を手渡し)
10月24日(火)～11月26日(月)	県教委への苦情申し出期間 (開示を受けた日から2週間以内)

### 理由もしめさずオールC、苦情申し出で訂正、恣意的な評価も

昨年度、ある先生への評価が総合・個別ともにオールC、特記事項へのまともな記述もありませんでした。他の先生もある項目にCがついていたので、「どうしてCなのか」と質問したところ、校長は具体的理由もしめさず、「あなたは潜在能力があるのにそれを発揮していないからC」などと言うのみ。職場で「これは許せない」と話しあって、県教委に苦情を申し出たところ、校長との何回かのやりとりのなかで評価が訂正されることになりました。

### 「人事評価・育成システム」は教育をよくしない

こんな恣意的な評価を行う校長は許されませんが、その一方で校長が「みなさんオールBです」、「自己評価してもらったとおりにしています」などという校長もでてきます。このことは教職員の教育活動をA～Eなどという5段階評価などで行うこと自身が不可能なことであり、教育を歪めるものであることをしめしています。県教委がいうような「教育をよくするため」に役立たないことは明らかです。

高教組がこの間取り組んだ昨年度の試行に関する教職員アンケートでも「能力開発に役立ったか」という質問に、「非常に役立った」と「役立った」はあわせて11人にたいし、「変わらない」が351人、「妨げられた」が35人となっています。「学校の教育活動は充実したか」との質問に、「充実した」は2人、「変わらない」が343人、「停滞した」が43人となっており、教育活動に役立つどころか、むしろ妨害するものと受けとめられていることが明らかになっています。

このような制度の本格実施は許されませんし、ましてや私たちの賃金・処遇に反映させることがあってはなりません。

### 校長は恣意的な評価とならないよう「B」以外は特記事項記入を

県教委が標準としている「B」以外の評価をつける場合は、校長は当然その理由を明らかにすべきです。それが客観的事実に基づいていなければならないことは当然のことです。そのことを校長に申し入れましょう。

### 校長による恣意的「評価」を許さないため、積極的に開示を求めましょう

校長がどのような「評価」を行っているのかを明らかにさせることは重要です。「オールC」評価も開示によって明らかにさせたものです。単なる印象評価や事実誤認に基づくもの、恣意的な評価を許さない点から開示を求めていくことが必要です。昨年度開示を受けたのはアンケートの回答者の17.8%、受けようとしたが期限切れで受けられなかったとこたえた人をあわせても19%でした。開示を受けた人のなかで15%が「不当だと感じた」と回答しています。開示を受けなかった人の場合も校長の恣意的な「評価」が放置されている危険性は大きいにあります。これが賃金・処遇に反映するようなことになれば重大です。ぜひ開示を求め、納得できない評価については苦情を申し出ていきましょう。

### 「学校運営に係る提言シート」は提出しないことを呼びかけます

県教委は、校長による「教職員評価」とあわせて、「学校運営に係る提言シート」を全教職員から直接県教委に提出することを求めています。それは教職員による校長の学校運営に対する評価をアンケート形式で直接県教委に提出するものであり、いわば「校長評価アンケート」です。校長による学校運営の適否を含めて教育活動についての問題は、学校内の話し合いによって解決することが基本であり、教職員の個々の意見を校長の頭越しに県教委に伝えることは、教育行政による学校教育内容への介入を招くことになりかねないものです。私たちはこのような「提言シート」の提出は必要がないだけではなく、学校教育に校長と他の教職員との「相互不信」を助長するなど、無用な混乱を招くものです。

私たちは教職員のみなさんに「提言シート」については提出しないことを呼びかけます。県教委も「校長からできるだけ提出を求めることとしますが、提出を強要する必要はありません」と明言しています。提出しないことが問題になることはありません。

### 教育をよくする「生徒・保護者参加による地域にねざした学校づくり」を

さきのアンケートで教職員評価のあり方についての質問に「教職員への評価は教育活動全体の評価の中で自由な論議で行うべき」という回答が48%となるなど、多くの教職員は自由な議論のなかで教育活動を評価し、課題を明らかにすべきであると考えています。「現在の試行の形で本格実施すべき」との回答は2%にすぎず、まったく現場の支持を受けていません(その他は「教職員への評価はどんな形であってもすべきでない」22%、「A～Eなどの数値評価はすべきではない」28%)。

教育内容や学校運営について、生徒・保護者・地域の方々から広く意見を聞き、教職員全体がその意見をふまえて全体として教育目標・運営方針を定め、それに対する学校教育活動全体の評価を行い、それをいかしていくことが教育活動をよくしていくためには必要なことです。

現在、生徒・保護者・地域の学校に対する要望・ねがいを教職員が真剣に受けとめ、ともに学校教育内容をつくっていくための三者(四者)協議会が徐々に広がっています。また生徒会やPTAとの話し合いも進められています。こうした取り組みを進めることこそが学校をよくしていきます。

個々の教職員に対するランクづけの評価など必要がないどころか、教育活動を妨げるものでしかありません。

